負担限度額第４段階の方の特例（特例減額措置）

利用者負担第４段階（市民税世帯課税、または別世帯の配偶者が課税）の方は、原則として居住費や食費の負担が軽減されませんが、介護保険施設に入所して食費・居住費を負担した結果、生計が困難になる場合、下記の要件をすべて満たす方は、申請により第３段階②と同様の負担の軽減を受けることができます。短期入所（ショートステイ）の利用については対象外です。

1. 属する世帯の構成員の数（世帯分離している配偶者の数も含む）が２人以上であること。
2. 介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所し、利用者負担第４段階の食費・居住費を負担していること。
3. 全ての世帯員及び配偶者について、サービスを受けた日の属する年の前年の公的年金等の収入金額と年金以外の合計所得金額（長期譲渡所得又は短期譲渡所得の特別控除の適用がある場合には、控除すべき金額を控除して得た額）の合計額から、利用者負担、食費及び居住費の年額見込みの合計額を控除した額が８０万円以下であること。
4. 全ての世帯員及び本人の配偶者について、現金、預貯金、合同運用信託、公募公社債等運用投資信託及び有価証券の合計額が４５０万円以下であること。
5. 全ての世帯員及び本人の配偶者について居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。
6. 全ての世帯員及び本人の配偶者について、介護保険料を滞納していないこと。

**これらの申請が必要です**

介護保険課の担当窓口に次の書類を提出して下さい。

・介護保険負担限度額認定申請書

・特定入所者介護サービス費における課税層に対する特例減額措置に係る資産等申告書

・施設利用料、食費及び居住費について記載されている契約書等の写し

・すべての世帯員について収入等を確認できる書類（源泉徴収票・所得証明・年金支払通知書・預貯金通帳の写し等）